

特定非営利活動法人国連UNHCR協会と 「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結！

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2026年6月25日（木））、特定非営利活動法人 国連UNHCR協会（以下、国連UNHCR協会）と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、当行は同協会と連携し、遺贈または相続財産の寄付等を希望されるお客さまの社会貢献に対する思いに応えてまいります。

当行では、今後もお客さまの課題解決や多様化するニーズにお応えできるよう、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定内容

- （1）国連UNHCR協会は、同協会へ遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として当行を紹介いたします。
- （2）当行は、ご紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・寄付を検討されているお客さまに対し、国連UNHCR協会を紹介いたします。

2. 締結日

2026年6月25日（木）

<ご参考> 国連UNHCR協会について

所在地	東京都港区南青山六丁目10-11
概要	国連の難民支援機関であるUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の活動を支える日本の公式支援窓口として2000年10月に設立。 〈主な活動内容〉 <ul style="list-style-type: none">・世界の難民問題に関する知識の普及と啓発・国連難民高等弁務官事務所および援助関係者による難民への援助活動に対する協力と支援 など

以上